

市長の政治姿勢

「新たな広域連携」について伺います。

安倍内閣は、6月24日、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定し、人口減少問題への対策を今後の日本経済の課題の一つに掲げ、地方戦略として「集約と活性化」を打ち出しました。

2014年1月第30次地方制度調査会の答申を具体化した「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」の報告書は、人口減少・少子高齢社会でも、経済を持続可能なものとし国民が安心して暮らすには、核となる都市やその圏域を戦略的に形成することが必要として「市町村が単独で、あらゆる公共施設等をそろえるといった「フルセットの行政」から脱却し、市町村間や市町村・都道府県間における新たな広域連携を推進することが必要だとしています。

第四次一括法は、一律の事務、権限移譲をさらに推進するもので、看護師、児童福祉司、保育士、食品衛生管理者、食品衛生監視員など各種資格者を養成する施設等への指定、監督業務を国から都道府県に移譲する内容が盛り込まれています。

地方公務員人件費の削減を初めとする地方行革が推し進められる中、一律の権限移譲が自治体の一層の負担増と業務水準の低下を招き、結局、住

民福祉の後退を引き起こすことが懸念されます。

この一律の事務、権限移譲を受けとめる仕組みとして、連携協約、事務の代替執行という「新たな広域連携制度」をつくろうとしています。

総務省が打ち出した「新たな広域連携」について、今年度からの「地方中枢拠点都市」モデル事業に福山市も名乗りを上げていますが、「定住自立圏」の要件を満たす圏域、262のうち、手を挙げたのは79にとどまっています。

平成の大合併を広島県が全国に先駆けて行いましたが、様々な問題が噴出し、国はこれ以上の合併を進めることができなくなりました。新たな広域連携は、道州制導入の下準備ともいえるもので、拙速な対応を行うべきではないと思料するものです。

「新たな広域連携」は、これまで行われてきた広域連携と何がどのように異なるのか、その内容と、認識をお示しくください。

また、6市2町の中で、福山市は、どのような役割を果たすのか、お示しくください。

政府は、地方圏においては、新中核市と規模が一致する地方中枢拠点都市等を中心とした圏域連携、定住自立圏に取り組む圏域連携をつくるとしてい

ますが、これまで、6市2町の間で、どのような協議をしてきたのか、日程や内容の具体をお示してください。

また、本法は、指定都市と都道府県の二重行政を解消するための調整会議の設置を法定化しています。

調整会議は、競合回避の原則や最小コストの原則という能率性を目的にしています。

これは、「民主的にして能率的な行政の確保」の名のもとに、地方自治体が「住民が主人公」の立場で、福祉の増進を図る観点を欠落させ、住民の暮らしや営業、福祉に密接にかかわる行政事務をリストラしていく道具となりかねません。

この間の一連の権限移譲や「フルセットの行政」からの脱却、新たな広域連携は、地方への財政支出削減、行政サービスの縮小・集約化を図る地方再編、道州制につながるものとして、看過することはできません。

福山市は、新たな地方再編や道州制の導入について、どのように認識しているのかお示してください。

国民健康保険事業

国保広域化について伺います。

8月8日、厚生労働省と地方との協議をすすめる国保基盤協議会の間とりまとめが出されました。間とりまとめでは、国が、保険者支援制度の拡充として決定していた1700億円の交付を行うこと、さらに、あらたな財源措置も検討することですが、いまだ、その方向は出ていません。

しかし、1700億円の交付は、消費税が10%になってから行われるものです。また、こうした財源措置にともない、国及び県からの調整交付金は削減することです。追加の財源措置は不明であり、調整交付金を国・県合わせて18%も削減すれば、加入者への負担増につながるのではありませんか。

また、現在各自治体が行っている一般会計からの法定外繰り入れは、解消の方向とされています。さらに、各市町の保険税についても、同一基準を目指すとなれば、大幅な保険税の引き上げになると考えられますが、御所見をお示してください。

間とりまとめでは、医療費の適正化、保険税負担の平準化、被保険者資格の適用の適正化、保険税の適正化、収納率目標の強化を掲げています。これでは、保険税の引き上げ、受診抑制や、差し

押さえの強行等にならざるを得ません。

国保の広域化は、国民皆保険制度を突き崩すことになります。国保広域化はやめるべきではありませんか。御所見をお示しく下さい。

そもそも、地方自治体の国保財政がひっ迫している最大の原因は、1984年以来、社会保障制度である国保事業に対する国庫負担割合を引き下げたことです。わが党が行った市民アンケートでは「高すぎる。年金の1割以上を持って行かれる。」「本当に高い。なんとかして」と切実な声が寄せられています。

福山市は、2014年度国保税を引き上げました。消費税増税による低所得者への国保税の減免基準が拡大されたとはいえ、年金の削減や派遣など非正規労働者の所得は減少の一途、自営業者も消費税増税以降営業不振が続くなど加入者のくらしは大変になっています。

県内では23市町のうち、7市町が赤字決算となり、11市町が赤字補填などのため一般会計から35億300万円も繰り入れを行っています。

福山市も、昨年度の国保財政における決算剰余金の黒字分や財政調整基金、一般会計から繰り入れを行い国保税の引き下げを求めます。御所見をお示しく下さい。

税 務 行 政

徴収業務について伺います。

神辺支所税務課は、7月に固定資産税の滞納分徴収のためAさんの年金が振り込まれた通帳から全額を差し押さえました。

そのため、Aさんは、本庁に出向き納税課で「差し押さえをされると生活できない」と何度も訴えましたが、応対した職員が「これが、市の仕事。」として訴えを聞かなかったとのことでした。

しかし、納税課は、その後Aさんの通帳から全額引き出したことは、誤りだとし、返金しました。

Aさんの滞納処分で、支所と本庁の判断の違いが生まれた理由についてお示してください。

1月24日、総務省は事務連絡で、4月に消費税を5%から8%に増税することから、地方税務行政の運営について留意事項を知らせています。

同文書では、「このうち徴収対策については、納税者が納付しやすい納税環境の整備を図るとともに悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるときは、その執行を停止することができる」とされていることを踏まえ、各地方団体にお

いては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握したうえで、適正な執行に努めていただきたい」と記載されています。

福山市は徴収業務のなかで、滞納者の実情を十分把握すること、各支所の担当部署にも徹底することを求めるものです。御所見をお示してください。

広島高裁で、鳥取県の税務課が預金口座に入金された児童手当を差し押さえたことが争われました。判決では、差し押さえ禁止財産である児童手当を差し押さえたことは違法とされました。

この判決を受け、鳥取県は、差し押さえ禁止財産の取り扱いについて、滞納整理マニュアルに明文化しました。

改定内容は、①生活口座の認定は、月3.5回以上の入出金を繰り返す口座とする。②預金の差し押さえを執行するときに預金履歴を原則3か月間確認する。③差し押さえ禁止財産を含む場合は、その金額を排除する。④差し押さえた後、申し出によって、差し押さえ禁止財産であると特定が可能な場合や確認できた場合は解除あるいは取り消す。などです。

先ほどのAさんは、年金が通帳に振り込まれたのち差し押さえられました。

年金は、差し押さえ禁止財産ですが、なぜ差し押さえたのか、お示してください。

鳥取県の滞納整理マニュアルは県内の市町村でも共有しています。

福山市も強権的に滞納処分することがないよう独自の滞納整理マニュアルを作成することを求めるものです。

御所見をお示してください。

福山市は、市税滞納者に朱色の催告書を送付しています。受け取った人は、「まるで、戦争中に召集令状で出された赤紙のようだ。やめてほしい」と要望されています。

朱色の催告書は、送付しないよう求めるものです。御所見をお示してください。

また、納税者が、納税しやすい環境をつくることは、総務省の通達でも述べています。

市職員の窓口対応などで納税者の納税困難の相談に対し「徴収猶予」「換価の猶予」「執行停止」など納税緩和制度についてきちんと説明するとともに、滞納者の実情に耳を傾け威圧的な態度や恫喝、強要しないことを求めるものです。

御所見をお示してください。

外形標準課税の拡大について質問します。

安倍首相は、大企業に恩恵を与える法人実効税率の大幅引き下げをいわゆる「骨太方針」と、「新成長戦略」に盛り込みました。

財界の要求通りに法人実効税率を10%引き下げるためには、年間5兆円の新たな財源が必要とされます。首相の意向を受けて設置された法人課税ディスカッショングループが6月27日に提出した報告書では、「法人税改革」は税率を引き下げることが目的と、あけすけに主張しています。

しかも「一部の黒字法人に偏っている現在の負担構造を見直す」として、巨大企業を中心とした黒字企業に減税し、中小企業が多数を占める赤字法人などには増税し、「広く薄い」法人課税を目指すとしています。

そこで、政府税制調査会が打ち出したのが、法人事業税の外形標準課税の拡大です。現在は、資本金1億円超の大法人に課税されていますが、1億円以下の中小法人にも拡大し、税率も引き上げるものです。

対象法人は、大法人3万社から、中小法人248万社となります。

外形標準課税は、事業規模など、所得金額以外の外形基準に課税するもので、資本金、給料総額や支払利息、貸借料に税率をかけるので、黒字か赤字かに関係なく課税されます。

これまでは、赤字法人や、黒字でも前年度から繰り越した赤字の控除で所得金額がゼロになれば、事業税はゼロでした。ところが、外形標準課税が拡大されると、そのような中小企業にも税金が発生します。

税金は、支払い能力に応じて負担するのが原則であり、大企業減税の穴埋めに、中小企業への新たな課税は許せません。

全国商工団体連合会をはじめ、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興連合会が「断固反対」を表明しています。

外形標準課税の対象の拡大による、市内企業への影響社数、影響額の試算をお示し下さい。また、福山市は、中小企業が集積する町と言われますが、このことによる、地域経済への影響について、認識をお示し下さい。さらに、政府に対し、外形標準課税の対象拡大を行わないよう、強く申し入れること求めます。

以上についてお答えください。

防災行政

災害対策について伺います。

広島豪雨災害では、72 人が死亡、いまだに、2 人が行方不明、また多くの方が、避難されています。

全壊・半壊家屋 65 戸、被災住宅 414 戸などの甚大な被害となっています。

亡くなられた方、ご遺族の皆さんに哀悼の意を表するとともに、被災者の方が一刻も早く生活再建できることを願うものです。

この災害では課題として、①避難指示の遅れや周知方法の不十分さ②土砂災害警戒区域の指定外で土砂災害が起きていることなど、行政としての現状調査が不十分であったこと。③市民に対し住居地域一帯の危険度が周知されていなかったこと。などがあります。

また今後、①被災者への支援②避難者への支援をどうするかが課題となっています。

福山市として避難勧告・指示について、今後検討することであり、適切に避難ができるよう見直すことは必要です。

警戒区域に指定することで、その地域の危険性を住民は認識し、早めの自主避難や宅地開発が抑制されるなど災害の予防効果が期待できます。

広島県に、土石流危険個所の点検調査を早急に行うこと、実態に合った警戒区域や特別警戒区域などの指定を進めるよう求めてください。

御所見をお示しく下さい。

また、福山市地域防災計画のなかに、被災者への支援策として、被災住民や被災事業所に対し、減免制度の拡充、生活再建や生業支援のため、無利子・長期返済の特別融資制度などを盛り込むことを求めます。御所見をお示しく下さい。

災害対策基本法第5条の市町村の責務規定では、「当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関および他の地方公共団体の協力をえて、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、および法令に基づきこれを実施する責務を有する」と明確に位置付けています。

市の地域防災計画では、災害が発生した際の、限られた状況での応急対策や復旧対策を定めていますが、不十分です。

近年地球温暖化の進行により、災害もこれまでの予測を超え、甚大な被害を引き起こす状況が生まれています。

災害に脆弱な地域社会を放置したままの事後の応急復興対策では、根本的な被害の軽減対策となりえません。

真に防災対策に求められるのは、地域社会全体として安全性を向上させ、被害を未然に抑制することです。

広島県は、全国で土石流崩壊危険箇所が最も多く存在する地域です。

福山市内では、土石流危険渓流箇所は 836 カ所、地滑り危険箇所は 11 カ所、急傾斜地崩壊危険箇所 1736 カ所で計 2643 カ所です。

当該の急傾斜崩壊危険箇所 836 カ所のうち、これまで 125 カ所について、対策工事が完了しているとのことですが、500 カ所以上がいまだ手つかずとなっています。

未着手の急傾斜崩壊危険箇所で、被害を受けると予測される人家は何軒あるのでしょうか。お示しく下さい。

危険箇所について早急な調査と、必要な対策を行うべきです。

そのため、国・県に対し災害対策予算を抜本的に増額することを求めること、市としても独自予算をつくり、危険箇所整備を進め、安全な地域づくりを求めるものです。

御所見をお示しく下さい。

広島市で、被災地域の土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」への指定が遅れていることから、広島市長は、「今回の被災現場を指定しておくべきだった」とし、「市内の安全な所に住んでもらう支援策を講じることで地域指定が進めやすくなる」と転居のための支援策にまで言及しました。

福山市としても、土砂災害警戒区域の指定の遅れによる災害で市民の生命、財産が奪われることのないよう早く指定し、すでに建築している家屋について財政支援策を検討し、転居しやすい施策を求めるものです。御所見をお示しく下さい。

災害ボランティアの高速料金の無料化手続きについて質問します。

広島市の土砂災害支援のために、各地から多くのボランティアが現地へ赴き、作業をしています。

福山市からも、社会福祉協議会が中心となり、ボランティアが大型バスで現地へ送られ、温かい支援の輪が広がっています。

このような営みが、さらに継続・発展することが求められます。

ボランティアのための高速道路の通行料金は無料となる制度がありますが、この書類手続きは非常に煩雑です。高速料金を無料にするためには、すこやかセンター等で書類を受け取り、必要事項を書き込んだ後、広島市の担当の社会福祉協議会へFAX送信します。

その後、現地社協からFAXで返信書類を受け取り、福山市役所本庁舎の危機管理防災課へ提出。引き換えに関係書類を受け取らなければなりません。

現在まで、多数の申請があるとのことであり、今後も多くの支援が必要とされます。市内の支所等、手続きがワンストップでできるよう、簡素化が必要です。改善を求めます。

また、この制度は 9 月 23 日までの期間とされています。市として継続するよう関係機関に要請することを求めます。

以上についてお示し下さい。

学校校舎の耐震化促進について、お伺いします。

福山市の学校校舎の耐震化率は、県内市町中ワースト2位の56%と、極めて遅れており、全国比較でも、未完了の校舎が多い状態です。

これまでの答弁では「1960年代からの人口急増期に建てられた校舎が多いため、2015年度までの2年間ですべての耐震化を完了させることは困難」と説明されてきました。

しかし、全国では、同様の歴史的背景がありながら、優先的に耐震化を進めている自治体もあります。

岡山県倉敷市では、高度経済成長期に、水島コンビナートへの製鉄所などの企業進出で、急速に学校建設が相次ぎましたが、4月1日現在の耐震化率は、80・1%と、福山市よりも、高い水準です。

同市では、2015年度中の100%達成を掲げ、本年の当初予算には、前年度からの繰り越し分を含め、101億円の予算を計上しました。

自治体ごとに財政状況が異なりますが、耐震化率の全国平均92・5%が示すように、15年度の完了へ向け、全国の自治体が足並みをそろえ、万一の事態に備えようとしています。

一方、本市の耐震化推進計画は、国が目標に定めた、2015年度の完成目標を達成せず、今のところ、2020年度が完成予定です。

学校校舎の耐震化を前倒しし、国が示す完了時期に間に合うよう、耐震化計画の改訂を求めます。次に、耐震化が完了されるまでの当面の安全確保策について、お伺いします。

市長は、今議会冒頭の総体説明で、「地震や津波などの自然災害は、どの地域においても起こる可能性があり、行政の災害対策の強化や市民の意識を高めることが重要」「本市の避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、国のガイドラインを踏まえる中で、早急に見直す」との方針を示されました。

耐震化が終わった校舎と、耐震補強がなされていない校舎では、いざ、地震が発生した時の避難の仕方など、対応が異なりますが、避難マニュアルについても、実情に応じたものにするべきです。

全国では、耐震性能の低い建物が耐震化されるまでの当面の安全確保策について、対応方法を検討し、マニュアルを策定しています。

例えば、京都大学では、8年前に「耐震性能が低い建物が耐震化されるまでの当面の安全確保について」と題する報告書を公開しています。

主に学内での対応を示したのですが「自分のいる建物の耐震性を知る必要がある」として、大地震の際、耐震性のある建物では、外に出ないように求め、耐震性のない建物では、エレベーターを利用せずに歩いて外に出て安全な場所に避難する、としています。

耐震性を備えていない建物では、いざとなった場合「自力で避難できないことがある」とし、人体が重いもので圧迫された場合など、外傷・自覚症状がなくても急死する可能性があり、早急に診療を受けるよう定めています。

また、愛媛県大洲市では、耐震化が終わっていない校舎があるため、各教室に FM ラジオを配備し、ラジオを活用するなどして、校外に避難するか、校内にとどまるか各学校に判断してもらう、としている、とのことでした。

秋田市の場合は 2015 年度までには耐震工事は完了する予定ですが、耐震化が終わっていない学校の対応について、「危険個所を使わないようしている」とのことでした。

同市のある中学校では、避難訓練に工夫をして、耐震性能を備えていない校舎を使っている生徒が、耐震性能を備えている校舎の 3、4 階の廊下に避難するという訓練をしているとのことでした。

さらに、静岡県内では、公共建築物に耐震性能を示すラベル表示を進めており、耐震化が完了しているかどうか、一目瞭然です。

福山市の校舎は「倒壊・崩壊の危険性が高い」とされる建物がいくつも残っており、耐震化を早急に完了させなければなりません。先進事例を参考に、耐震化が終了するまでの当面の安全策を講じる事が必要ではないでしょうか。

ご所見をお示し下さい。

建設・都市行政

中高層建築物建設問題について伺います。

これまで、マンション建設問題をめぐっては、近隣住民が建築主に対し説明会を開くよう求めても、なかなか応じないだけでなく、個別の説明も極めて不十分という事態が起きています。

しかも、建築指導課に対し説明会を開くよう指導することを求めてもなかなか対応してもらえないと市民の声が寄せられています。

これらのことは、福山市の中高層建築物に関する指導要綱から見ても、問題があるといわざるを得ません。

指導要綱では、「建築主は、中高層建築物を建築しようとする場合において電波受信等について、障害を及ぼす恐れのある近隣の住民等に対し、建築計画及び電波受信等の対応について十分な説明を行うものとする。」「建築主は、建築計画等について近隣の住民等から説明会の開催を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。」として事前説明を行うことを求めています。

現実には、中高層建築物の建築確認が提出された後にやっと説明会を開催するということがまかり通っています。

本来ならば、事前説明の中で、近隣住民から、説明会の開催を求められたら建築主は実施するべきであり、実行されないなら、市の建築指導課が説明会の開催を指導していくべきではありませんか。お示してください

市の建築指導要綱に、建築主が、近隣住民に対し、説明会を開くことを義務付ける規定をつくること。

事前に行うべき説明会が建築確認後に行われトラブルが発生している実態がありますが、このような場合、建築確認申請の取り下げを求め、説明会を開催させることができる規定をつくることを求めるものです。御所見をお示してください。

また、利害関係の調整に関する協議について、「建築主及び近隣住民に相互の立場を尊重し、誠意をもって協議を行い、紛争の防止につとめなければならない」とし、協議が整わないものについては、必要に応じて指導するとしています。

厳に市建築指導課として建築主に指導することを求めるものです。御所見をお示してください。

広島市の条例は、近隣住民の範囲や市の調整等について、福山市の要綱に比べ、建築主に対する規制をより厳しく定めています。

たとえば、福山市の指導要綱では、近隣住民等の範囲を中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が20m以内の範囲にある土地の所有者等としていますが、広島市は、中高層建築物の高さの2倍の範囲内、かつ、冬至日に日影が生ずる範囲内に土地などを所有する者も含めています。

近隣住民の範囲を広島市と同じとするよう求めるものです。御所見をお示してください。

また、福山市は、利害関係の調整に関して、協議が成立しなかった場合に調整を行うことができる規定があります。

しかし、建築主及び近隣住民の双方から申し出があり、市長が必要と認めたときにのみ行うものです。

広島市では、紛争当事者の一方からの申し出で、あったとしても、市長が相当の理由があると認めるときは斡旋ができるようにしています。

広島市と同様に変更することを求めるものです。

また、福山市も「中高層建築物の建築にかかる紛争の予防及び調整に関する条例」を策定することを求めるものです。御所見をお示してください。